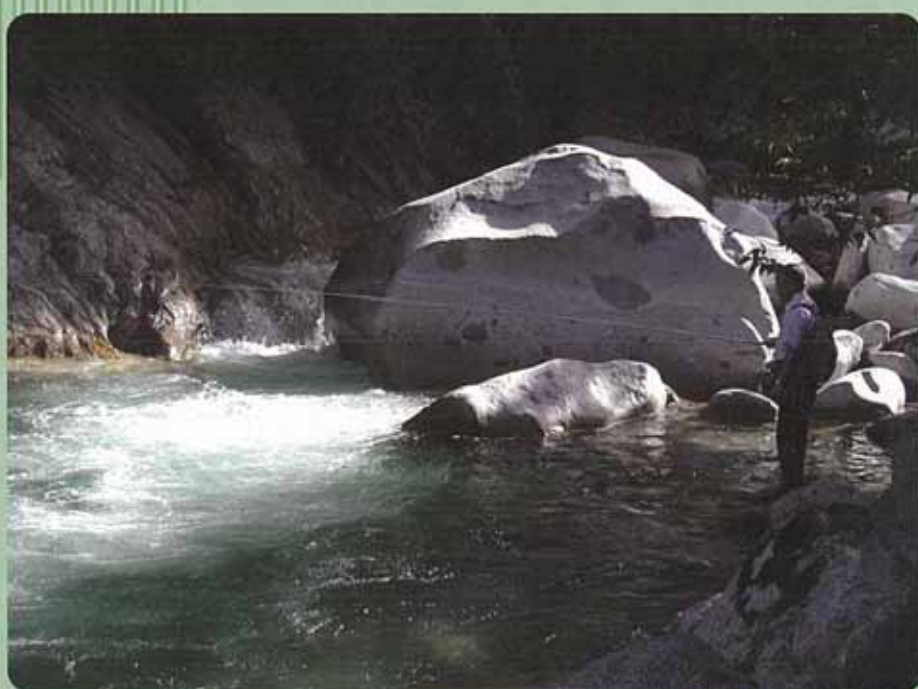


溪流漁場のゾーニング管理マニュアル



平成20年3月

水 産 庁

全国内水面漁業協同組合連合会

「渓流域のゾーニング」、それは、
イワナ、ヤマメ・アマゴの天然魚を守りつつ、
釣り人のニーズにこたえる釣り場づくり



イワナ



ヤマメ



アマゴ

はじめに	5
1 現状の把握	
(1) 天然魚の減少	6
(2) 釣り人のニーズ	7
2 「ゾーニング管理」とは	8
3 ゾーニング管理に先立って	
天然魚の生息場所の推定方法	10
4 ゾーニング管理の具体的内容	
(1) 天然魚保全ゾーン	12
(2) 通常利用ゾーンと高度利用ゾーン	13
5 ゾーニング管理における放流方法	14
6 ゾーニング管理をはじめる手順	15
事例集	17

はじめに

イワナやヤマメ、アマゴなどを対象とする溪流釣りは、心休まる川でのひとときや、おいしい魚を私たちに提供してくれます。

しかし、近年、溪流漁場はいろいろな問題を抱えています。

魚を増やすために放流がさかんに行われた結果、それぞれの川固有の遺伝子を持った天然魚が少なくなっていました。

釣り方や釣り人の価値観が多様化し、ニーズに十分に対応できていないということもあります。

釣り人の数が減ってきたために遊漁料収入が減少し、漁協の経営が苦しくなっているということもあります。

これらの問題の解決策のひとつとして、私たちは「ゾーニング管理」という漁場管理の方法を考案しました。そして、このマニュアルに、ゾーニング管理の内容と実際に行う時の手順や留意点をまとめました。

このマニュアルの他に、放流方法などを解説した「溪流魚の放流マニュアル」と、「溪流魚の放流マニュアル・溪流漁場のゾーニング管理マニュアル資料編」も作成しました。

これら2つのマニュアルと資料編を活用することによって、みなさんの溪流漁場に魚と釣り人を増やすことができると私たちは考えています。



このマニュアルは、平成15～19年度に実施された水産庁「健全な内水面生態系復元等推進事業」の中の「溪流域管理体制構築事業」の成果をもとに作成されました。

1 現状の把握

(1) 天然魚の減少

放流がさかんに行われた結果、現在の日本の溪流には次の3つのタイプの溪流魚がいます。

- ①天然魚
- ②野生魚
- ③放流魚

天然魚とは、「原種」や「地付きの魚」と呼ばれる魚のことです。学術的には、「在来個体群」や「在来集団」といいます。昔から自然繁殖していて、それぞれの川固有の遺伝子を持った魚、放流された養殖魚と今までに一度も交配していない魚たちのことです。

それに対して野生魚とは、天然魚と放流された養殖魚が交配して生まれた魚です。遺伝的には天然魚のように純粋ではありませんが、自然繁殖している魚たちです。放流後、時間が経って、川になじんだ魚も野生魚という場合もあります。

放流魚とは、放流された養殖魚のことです。

このうち天然魚は、堰堤やダムの建設・林道の開発・森林の伐採などによる生息環境の悪化や、釣り人による乱獲、放流された養殖魚との交配などのために著しく数が少なくなっていました。

これまで漁協や釣り人の間では、「魚だったら、天然魚でも、野生魚でも、放流魚でも、なんでもいい」という雰囲気が強かったのです。しかし、最近では希少になった天然魚を守ろうという気運が高まっています。

天然魚には次のような価値があります。

- (1) それぞれの川に昔からいた天然魚は、それぞれの川の環境に適応しており、他の川の魚よりもそれぞれの川で生き残る能力が高く、資源として永続的に利用できる。
- (2) 天然魚を釣りたいという釣り人のニーズが高まっている。
- (3) 私たちのまわりの川に昔から生息していた天然魚に、「ふるさと」の一員として、これからもずっといて欲しい。
- (4) 養殖用の新しい品種を作る時に、いろいろな遺伝子や性質が必要である。
- (5) 天然魚は、その地域や日本列島、地球の成り立ちを教えてくれる「生き証人」であり、学術的に貴重である。

いずれの理由もとても大切です。特に(3)の「ふるさとの一員」という価値については、だれも異論はないでしょう。

これからは、天然魚を保護することも大切です。

(2) 釣り人のニーズ

溪流釣りの人たちのニーズやスタイルの主流は、以前は

「たくさん釣りたい」

「釣った魚を食べる」

でした。

しかし、最近はこのような考え方だけでなく、

「自然の豊かな川で釣りたい！」

「数は少なくてもいいから、きれいな魚を釣りたい！」

「その川にもともといる天然魚を釣りたい！」

「キャッチ・アンド・リリースで釣りたい！」

「ほかの釣り人にじゃまされずに、のんびり釣りたい！」

というように多様化してきました。

このような多様なニーズを持った釣り人たちが同じ場所で一緒に釣りをすると、どうしても不満が出てきます。不満を持った釣り人はその川から離れていきます。釣り人が減れば、漁協の遊漁料収入も減ります。

今後の漁協の役目のひとつとして、社会貢献があります。釣りは数多くの国民が楽しむレクリエーションです。釣り人に喜ばれる釣り場作りもこれから大切です。



2 「ゾーニング管理」とは

残念ながら、多くの漁協は自分の管内の川に天然魚が生息しているのかどうか知りません。

また、釣りに関しては、最近の釣り人がどのような釣りをしたがつているか、なかなか理解できません。「釣り人なんてどうでもいい。自分たちが釣れればいい」と思っている漁協もあります。

放流についても、昔どおりの場所に、昔どおりの量を、昔どおりの方法で放流している漁協も少なくありません。

このような昔ながらの漁場管理の方法は、「慣行管理」といえます（図1）。しかし、このような漁場管理では、天然魚を保護したり、多くの釣り人に来てもらうことは難しいのです。

天然魚を守りつつ、釣り人に喜んでもらえる釣り場を作り、漁協の経営を安定させるための漁場管理の方法のひとつが「ゾーニング管理」です（図2）。漁協の管内全体を同じように管理するのではなく、例えば

「ここは、天然魚を守る場所」

「ここは、放流によって魚を増やす場所」

「ここは、キャッチ・アンド・リリース区間などにして、たくさんの釣りに人に来てもらう場所」というように、場所を分けて、魚を守ったり、増やしたり、釣れるようにするのです。

ゾーニング管理とは、いわば「自然条件と社会条件に応じて生息域をいくつかの区域（ゾーン）に分け、増殖や保全、利用を図ること」です。

ゾーニング管理を行う時の方法として、「遊漁管理」と「放流」があります。

「遊漁管理」の基本的な方法は、「禁漁期」、「禁漁区」、「体長制限」、「漁具漁法の制限・禁止」です。この他にいろいろな方法があります。13ページの「4. ゾーニング管理の具体的内容（2）通常利用ゾーンと高度利用ゾーン」でお話しします。

「放流」には、大きく分けて「発眼卵放流」、「稚魚放流」、「成魚放流」があります。「発眼卵や稚魚、成魚を、いつ、どこに、どのように放流するか」を考え、実行することが大切です。詳しい放流方法については、別に作成した「溪流魚の放流マニュアル」をご覧ください。

図2のように、「遊漁管理」と「放流（あるいは無放流）」を、川や魚の状況、訪れる釣り人の要望や漁協組合員の価値観によって組み合わせて行うのがゾーニング管理です。

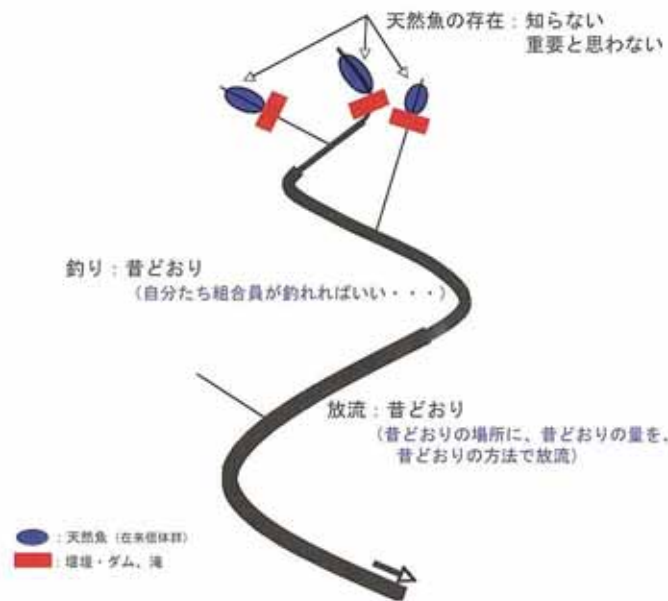


図1 慣行管理

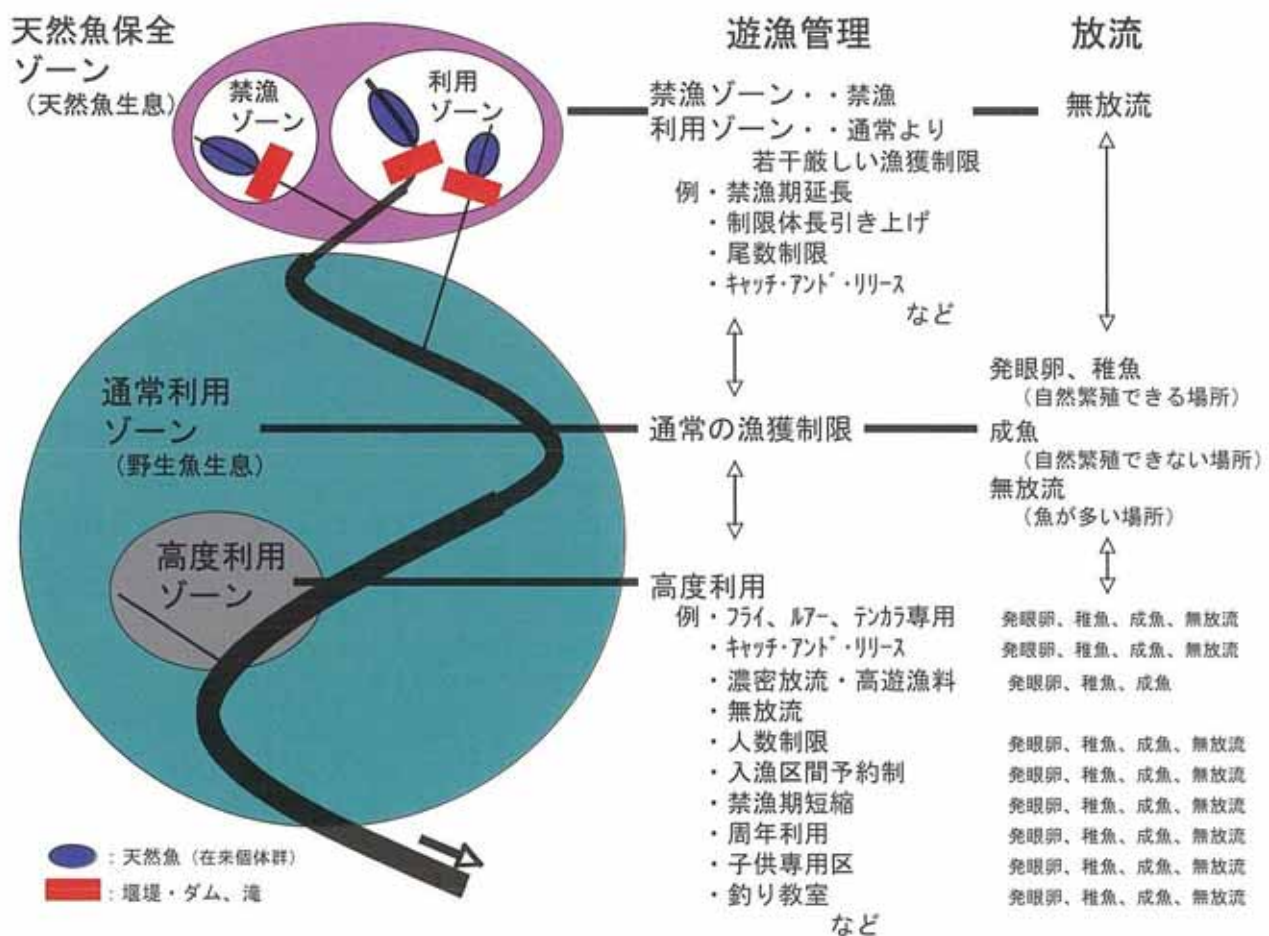


図2 ゾーニング管理

3 ゾーニング管理に先立って

天然魚の生息場所の推定方法

天然魚を守るためには、まずはじめに天然魚がどこにいるのか知る必要があります。川で魚を捕り、その姿かたちを見て天然魚か野生魚か放流魚か判別できればよいのですが、溪流魚の場合、体の表面の模様（斑点、斑紋）や体の中の特徴（骨格、内臓）は地方や水系、川、支流によって変化が大きくて、そのような特徴で判別することはできません。背中に虫食い状の模様があるから放流魚であるとか、腹が赤いから天然魚とはいえないのです。

そこで、養殖魚の放流の実績と放流された魚の遡上限界との位置関係から天然魚の生息分布を推定するという調査方法（聞き取り推定法、図3）をおすすめします。

具体的な方法は次のとおりです

- (1) 漁協の放流記録を調べるとともに、養魚場、釣り人の団体、市町村役場、観光協会、旅館や民宿など、溪流魚の放流を行ったり生息状況に詳しい人たちを対象に放流の実績（放流した年、放流場所、放流魚の入手先）を聞き取る。同時に、放流された魚の遡上を止める障害物（滝や堰堤、ダム）の位置を調べる。ヤマメやアマゴが養殖されるようになったのは昭和40年代前半、イワナでは昭和40年代後半である。したがって、それ以降の年について調べれば良い。
- (2) 放流の実績と遡上障害物の位置を地図上に書き込み、「放流された魚が遡上したらここまで行けるだろう」という遡上限界の位置を確認する。放流された魚はその川だけでなく、流入する支流にも遡上するので、支流についても調べる。
- (3) 遡上限界が堰堤やダムといった河川工作物の場合は、国土交通省や林野庁、都道府県庁、電力会社といった、それらを作った機関から建設した年を聞き取る。
- (4) 昔からある自然の滝や放流開始以前に建設された堰堤やダムを放流魚の遡上限界として、その上流に生息している魚を天然魚とみなす。

つまり「いつどこで放流が行われた。放流された魚が移動したとしても、この滝や堰堤、ダムまで。だからその上流には天然魚が残っているだろう」ということです。

多くの天然魚は、本流の上流や支流の、滝や堰堤・ダムの上流に生息しています。

なお、イワナについては遺伝子解析で天然魚かどうかある程度推定できます。ただし、遺伝子解析は設備と技術とお金が必要なため、誰でもできるわけではありません。都道府県の水産試験場等によっては可能な場合がありますので、水産試験場等にご相談下さい。



図3 天然魚の生息分布の聞き取り推定法

4 ゾーニング管理の具体的内容

(1) 天然魚保全ゾーン

前の項（ゾーニング管理に先立って 天然魚の生息場所の推定方法）でお話ししたように、本流や支流の滝や堰堤・ダムの上流に天然魚が残っている場合があります。

そこで、天然魚が生息している場所を「天然魚保全ゾーン」と位置付けます（9ページの図2）。ここでは原則放流をしません。放流すると、せっかく残っている天然魚が天然魚でなくなってしまうからです。

天然魚を守るための方法として、禁漁があります。しかし、天然魚を守るために禁漁区ばかり作ったら、釣り場が減って、釣り人も漁協も困ります。それに、いくら天然魚が貴重だからといっても、守るばかりでなく、活用しなければもったいないです。

そこで、天然魚を「守りたい」と「釣りたい」の2つの考え方を両立させるため、「天然魚保全ゾーン」の中に「禁漁ゾーン」と「利用ゾーン」を設けます。

「禁漁ゾーン」は、読んで字のごとく禁漁区です。

いっぽう「利用ゾーン」では、普通より少し厳しいルール（漁獲制限）のもとで釣りができるようにします。天然魚は、数が少ないので普通の釣り方をしたら、あっという間にいなくなってしまうからです。

「利用ゾーン」における「少し厳しいルール」には、次のような方法があります。

- (1) 漁期の短縮（解禁日を遅らせたり、禁漁日を早めて、釣りのできる期間を短くする）
- (2) 制限体長の引き上げ（持って帰って良い魚の大きさを20センチメートルくらいに引き上げる）
- (3) 尾数制限（持って帰って良い魚の数の上限を決める）
- (4) キャッチ・アンド・リリース（釣った魚をすべて川に戻す）

このようなルールを決めた上で、「禁漁ゾーン」の川と「利用ゾーン」の川を数年おきに入れ替える「輪番禁漁」という方法も有効です。

輪番禁漁の禁漁と解禁の年数ですが、イワナでは「最低3年禁漁・1年だけ解禁」、ヤマメ・アマゴでは「最低2年禁漁・1年だけ解禁」が良いと考えられています。したがって、イワナの場合は3つの川を、ヤマメ・アマゴの場合は2つの川をそれぞれ年をずらして輪番禁漁にすれば、禁漁明けで魚がたくさん釣れる川が毎年必ず1つ出てくることになります。

(2) 通常利用ゾーンと高度利用ゾーン

次に、「天然魚保全ゾーン」の下流に広がる、遺伝的には天然魚のように純粹でないけれど自然繁殖している魚、つまり野生魚が生息している場所を「通常利用ゾーン」と位置付けます（7ページの図2）。ここでは今までどおりのルールで釣りを楽しめます。

「通常利用ゾーン」の中に「高度利用ゾーン」を設けることもゾーニングのひとつとして考えられます。

高度利用ゾーンとは、釣り人にもっと喜んでもらったり、漁協が収益をあげる場所のことです。

高度利用には次のような方法があります。ちなみに、これらはいずれも日本の溪流で実際に行われています。詳細は17ページ以降の事例集をご覧ください。

- (1) フライ・ルアー釣り専用区（フライとルアーのみの釣り場）
- (2) 毛バリ釣り専用区（フライとテンカラのみの釣り場）
- (3) キャッチ・アンド・リリース区間（釣れた魚をすべて川に戻す釣り場）
- (4) 濃密放流と高遊漁料徴収（放流量が多く、そのぶん遊漁料が高い釣り場。プット・アンド・テイク区間）
- (5) 無放流（天然魚や野生魚だけが釣れる釣り場）
- (6) 人数制限（釣りに入れる人の数を制限して、少人数でのんびり釣れる釣り場）
- (7) 入漁区間の予約制（人数制限の発展型。川をいくつかの区間に分け、区間ごとに釣りに入れる人を予約制にする釣り場）
- (8) 禁漁期の短縮（禁漁期を短くして、長い期間釣りができる釣り場）
- (9) 周年利用（禁漁期を無くして、一年中釣りができる釣り場）
- (10) 子供専用区（子供だけが釣れる釣り場。これからは女性専用区もあって良いでしょう）

これらの方法のうち、(7)の入漁区間の予約制以外については、都道府県の内水面漁業調整規則や漁協の漁業権行使規則・遊漁規則に規定して実施されている例があります（以下、漁業権行使規則を行使規則と略して呼ぶことにします）。

高度利用ゾーンは、漁協の事務所の近くや、道路や林道の横、集落に近い場所に設けると監視できるので管理しやすいです。

天然魚保全ゾーンの中に、天然魚を利用した高度利用ゾーンを設けるという方法もあります（例えば、「毛バリ釣り専用のキャッチ・アンド・リリース区間」）。

5 ゾーニング管理における放流方法

4の「ゾーニング管理の具体的内容（1）天然魚保全ゾーン」でお話したように、「天然魚保全ゾーン」では原則放流をしません（図2）。

「通常利用ゾーン」や「高度利用ゾーン」では次のような放流方法が良いでしょう。

- （1）産卵や稚魚が見られて、自然繁殖が期待できる場所では、発眼卵放流。稚魚放流も可
- （2）産卵は見られないが、放流した稚魚が生息できるような場所では、稚魚放流
- （3）河川工事や森林伐採の影響で淵が浅くなったり、浮き石が埋まって隠れ場が少なくなったり、堰堤で寸断されていたり、ダムなどで取水されて流量が少なくて、自然繁殖できないような場所では、成魚放流

ただし、「通常利用ゾーン」であっても、親魚が十分に残っていて、産卵場所もあり、自然繁殖がきちんに行われている場所では無放流（放流しない）という選択肢もあります。

また、「高度利用ゾーン」の遊漁管理の方法のひとつとして、「無放流による野生魚の釣れる場所」という形もあります。そのような場所では放流しません。

養魚場に特別に養殖してもらったひれや体型のきれいな魚（ひれピンの魚）を、少し高価ですが購入して放流している漁協もあります。このような放流をすると、釣り人に喜ばれるし、漁協の評価も上がります。

詳しい放流方法については、「溪流魚の放流マニュアル」をご覧ください。

6 ゾーニング管理をはじめる手順

ゾーニング管理をはじめる手順は次のとおりです（図4）。

- ①a天然魚の生息分布を把握する（10ページの「3. ゾーニング管理に先立って 天然魚の生息場所の推定方法」を参照）。
- ② その結果を地図に書き込み、それをもとに漁協の管内を「天然魚保全ゾーン」と「通常利用ゾーン」に分ける。
- ③ 釣り人のニーズと漁協の組合員の考えを把握する。
- ④ 「天然魚保全ゾーン」の中のどの川を禁漁区にして（「禁漁ゾーン」）、どの川を釣りに利用するか（「利用ゾーン」）を決める。そして、「利用ゾーン」における釣りのルールを決める。
- ⑤ 「通常利用ゾーン」の中に「高度利用ゾーン」を設けるかどうかを決める。設ける場合は釣りのルールを決める。
- ⑥ 禁漁区の設定や釣りのルールについて、行使規則・遊漁規則に規定する必要がある場合は、都道府県の水産の窓口相談し、知事に申請して認可を受ける。
- ⑦ 申請してもすぐに認可されない場合がある。その時は、「釣り人へのお願い」の形で1～5年の試行期間を置くのが良い。そして、魚が増えて、釣り人が満足し、漁場でのトラブルがないといった実績を上げる。試行期間中に問題点を抽出し、解決した上で知事に申請する。

天然魚の保護と高度利用を同時に図るのが理想ですが、漁協によってはすでに管内に天然魚がない場合があります。また、まずは高度利用を図りたいという漁協もあると思います。その場合は、図の①bから始めることになります。

ゾーニング管理を効果的に行うためには、図2のように「遊漁管理」と「放流」を併用することが重要です。

自分たちの漁協の漁場にどのようなゾーニング管理のスタイルが合っているのか、なかなかわからないと思います。そのような時は都道府県の水産試験場等にご相談下さい。

また、漁協の管内全体を対象にしたゾーニング管理を最初から行うのは難しいと思います。その時は、まずは天然魚の保護のための禁漁区を設けたり、釣り人に喜んでもらえる釣り場を設けることから始め、徐々に管内全体を管理していくようにするのが良いでしょう。

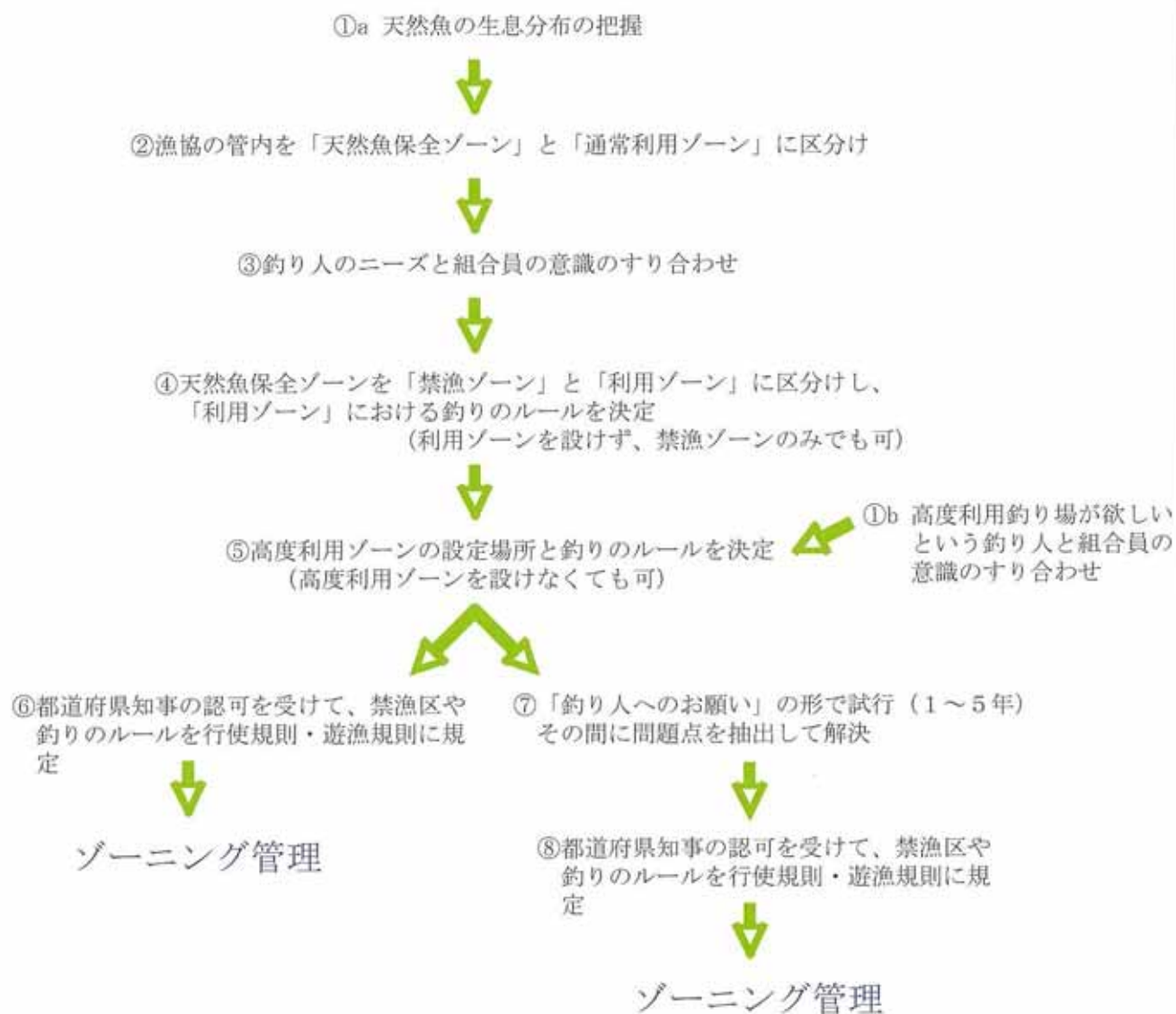


図４ 天然魚の生息分布の聞き取り推定法

*「放流」の考え方や実施方法については、このマニュアルの「４．ゾーニング管理の具体的内容（１）天然魚保全ゾーン」、「４．ゾーニング管理の具体的内容（２）通常利用ゾーンと高度利用ゾーン」、「５．ゾーニング管理における放流方法」および別に作成した「溪流魚の放流マニュアル」をご覧ください。

事例集

全国で実際に行われている先進的な
溪流魚場の管理事例を紹介します。

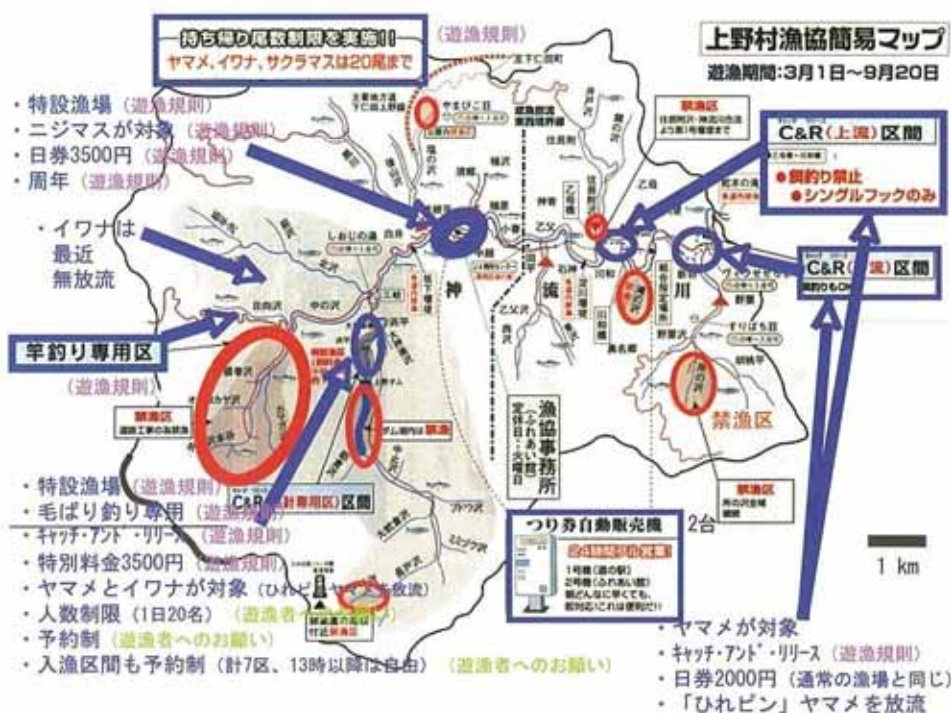
「ゾーニング管理」について18～21ページ、
「高度利用」について22～27ページ、
「ユニークな増殖方法」について28～31
ページです。

このように、がんばっている漁協が
全国にたくさんあります。みなさんも
この事例を参考に、ゾーニング管理や
増殖、集客に取り組んで下さい。

なお、これらは2007（平成19）年度現在のものです。

(1) 行使規則・遊漁規則に基づいた増殖と集客の工夫

(群馬県 上野村漁業協同組合)



★特徴

- ・イワナ、ヤマメ、ニジマスが対象
- ・行使規則・遊漁規則により、禁漁区を7カ所設定
- ・行使規則・遊漁規則により、尾数制限 (持ち帰り1日20尾まで)
- ・行使規則・遊漁規則により、上流部を竿釣り専用区に設定
- ・行使規則・遊漁規則により、キャッチ・アンド・リリース区間を3カ所設定。うち1カ所はフライ・ルアー専用 (シングルフックのみ使用可)、1カ所は餌釣りも可 (いずれも遊漁料1日2,000円。この漁協の他の釣り場と同じ)、1カ所はフライ・テンカラの毛ばり釣り専用の特設釣り場 (1日3,500円)
- ・毛ばり釣り専用の特設釣り場では、釣り人へのお願いの形式で人数制限 (1日10名まで)、入漁区間の予約制 (1.8kmの釣り場を7区に分けて、それぞれの区に入れる釣り人を予約で受け入れる)。入漁時間は午前9時から午後5時まで。午後1時以降は予約していない区にも入れる。漁協の事務所が休みの火曜日定休。養魚場に特別に養殖してもらったひれや体のきれいな「ひれピン」の高額なヤマメを放流
- ・行使規則・遊漁規則により、ニジマスの冬季釣り場 (特設釣り場) を漁協事務所の近くに設定
- ・イワナについては、天然魚と野生魚を釣り人に提供するため、最近は無放流

(3) 行使規則・遊漁規則と釣り人へのお願いによる増殖と集客の工夫

(山形県 最上川第二漁業協同組合大井沢支部)



寒河江川C&Rエリアマップ

河川や道路、入渓の状況は自然状況等によって変わります。特に、農道や林道に閉じましても車道による通行が不可能な場合もありますので充分ご注意ください。また、農道・私有地での、迷途、無断駐車は固くお断りします。その他の駐車につきましてはスペースが限られています。作業時の協力にならうご配慮をお願いします。
(地図の複製、使用につきましては発行元までご連絡ください。このエリアマップは2023年最新版に基づいて作成されています。地図制作協力：A&R 図解5)



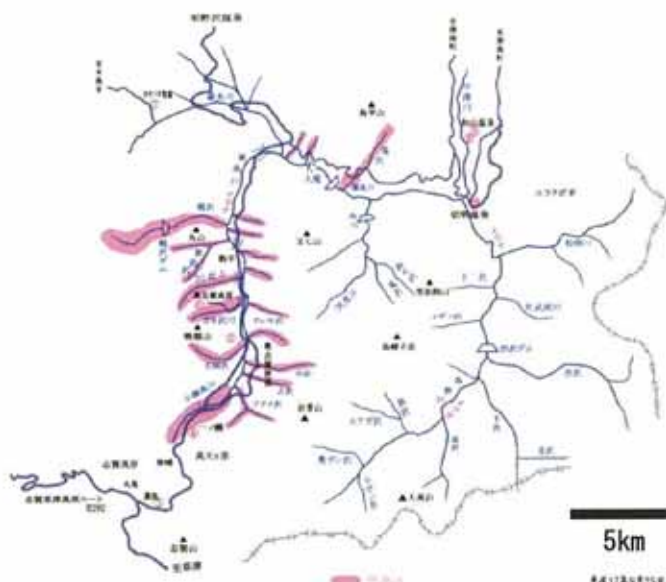
★特 徴

- ・イワナ、ヤマメ、ニジマスが対象
- ・釣り人へのお願いにより、本流の約12km (図の中のほとんどの区域) をキャッチ・アンド・リリース区間に設定
- ・行使規則・遊漁規則により、キャッチ・アンド・リリース区間に流入するほとんどの支流 (図の中の赤線の川) を禁漁
- ・遊漁料は1日1,000円 (この漁協の他の釣り場と同じ)
- ・行使規則・遊漁規則により、下流 (図よりも下流) に持ち帰り可能な濃密放流区 (特設釣り場) を設定
- ・支流の上流部については、天然魚の保護のため無放流

(4) 徹底した天然魚の保護と自然繁殖だけによる増殖

(長野県 志賀高原漁業協同組合)

志賀高原漁協原種保存指定河川



志賀高原漁協原種保存指定河川
雑魚川、魚野川全域
環境省、山ノ内町、長野県 志賀高原漁業協同組合

厳守事項

- ◎漁期 4月16日～9月30日
- ◎竿釣りのみ(1人1本)
- ◎体長制限 全長20cm以下は釣ってはならない。(20cm含む)



◎遊漁証 販売所にてお求めの上、必ず着体して入川して下さい。

(現場売りは一切しておりません。無券者は魚を全て没収し、直ちに退場していただきます。種保存の為御協力下さい。)

◎禁漁区 ●で示した川(沢)

*組合の定める産卵場

- ◎規則違反者は今後一切の遊漁を拒否する場合があります。
- ◎河川環境の保全は一人一人の責任です。

志賀高原漁業協同組合
TEL0269-33-4292
雑魚川浄化対策委員会

★特徴

- ・イワナが対象(イワナの単独域)
- ・漁協設立以来、一度もイワナの放流を行ったことがない
- ・増殖義務の履行方法のひとつである産卵場の造成により増殖
- ・行使規則・遊漁規則により、多くの支流を禁漁(図の中のピンク色の川。支流を「種川(たねがわ)」として増殖)
- ・行使規則・遊漁規則により、制限体長を20センチメートルに引き上げ(長野県の内水面漁業調整規則では、制限体長は15センチメートル。これを5センチメートル引き上げ)
- ・行使規則・遊漁規則により、禁漁期を延長(内水面漁業調整規則では解禁日は2月16日。これを4月16日に2ヶ月遅らせている)
- ・高い生息密度(長野県内のいずれの「禁漁河川」より、この漁協の「普通に釣って良い川」のほうがイワナの数が多い)
- ・遊漁料は1日わずか300円(放流を行っていないので、遊漁料は安い)
- ・自然豊かな魚影の濃い川で、低料金でイワナの天然魚が釣れるとして人気がある



(1) 禁漁期を短縮した無放流の毛バリ釣り専用区

(高知県 いの町本川漁業協同組合の中野川)

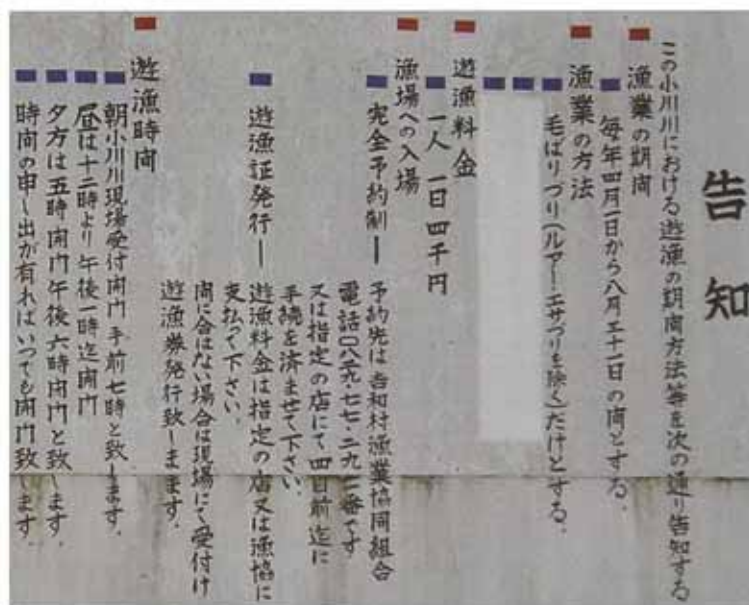


★特 徴

- ・ アマゴが対象
- ・ 行使規則・遊漁規則により、フライとテンカラの毛バリ釣り専用区（特設釣り場）
- ・ 釣り人へのお願いにより、キャッチ・アンド・リリース
- ・ 釣り人へのお願いにより、人数制限（1日15名）
- ・ 釣り人へのお願いにより、予約制（4日前までに）
- ・ 遊漁料は1日3,500円（この漁協の他の釣り場は2,000円）。翌日以降も釣りをする場合は、2日目から2,000円に引き
- ・ 野生魚だけを釣れるようにするため、釣り人の要望により2002年より無放流
- ・ 内水面漁業調整規則により、禁漁期短縮（高知県の内水面漁業調整規則では、アマゴの漁期は3月1日から9月30日。この川では2月16日から11月30日まで釣りが可）
- ・ 川に入れる場所（図の中の数字で示してある場所）にポールが立てられており、そこに紙が下げられている。その紙に釣りに入った日時を書くことにより、すでに誰かが釣ったのと同じ場所に次の人が入らなくてすむ工夫がされている
- ・ 年会費21,000円、30名のサポーター制度もある（サポーターになると遊漁料が1日1,000円に引き）
- ・ 人数制限のため、ゆっくり釣りができて、きれいな野生魚が釣れるので、人気が高い

(2) 入漁区間予約制の毛バリ釣り専用区

(広島県 吉和川漁業協同組合の小川川)



★特 徴

- ・アマゴとイワナ（ゴギ）が対象
- ・行使規則・遊漁規則により、フライとテンカラの毛バリ釣り専用区（特設釣り場）
- ・行使規則・遊漁規則により、尾数制限（持ち帰り1日10尾まで。ただし、釣り人へのお願いにより、実質的にキャッチ・アンド・リリース）
- ・行使規則・遊漁規則により、人数制限（1日20名。ただし、釣り人へのお願いにより、実質的に10名）
- ・釣り人へのお願いにより、入漁区間の予約制（図の中の青線で示した約4kmの釣り場を10区に分け、それぞれの区に入れる釣り人を予約で決定。午後からは予約していない区にも入れる）
- ・川の入り口の林道にカギ付きのゲートがあり、漁協や釣り人がゲートを開閉
- ・遊漁料は1日4,000円（この漁協の他の釣り場は1,600円）
- ・年会費20,000円、50名のサポーター制度もある（サポーターは漁場監視員とキャッチ・アンド・リリース指導員を兼ねる代わりに、会費は遊漁料を含む扱いとされる。ただし、入川はビジターが優先）
- ・人数制限の入漁区間予約制のため、ゆっくり釣りができるので人気が高い



(3) 一年中、アマゴが釣れる川

(高知県 物部川漁業協同組合の物部川の杉田ダム下流区間)

にぎわう杉田ダム下流の

アマゴ専用区

今年の四月から杉田ダム下流のアマゴ漁は、漁法をフライ、ルアーに限定して再放流を条件とし周年操業が可能となった。

四月九日には旧山田堰下流のゲートボール場前を中心に約三、〇〇〇尾のアマゴ、ニジマスを放流した。放流後の

人気は上々で連日のように釣り人がやってきて、大小の魚をゲットしている。

釣り人の中には子供も多く嬉しい限りである。ただこの専用区を設置したことで、アマゴ漁の専用漁券の販売を求める声も高くなってきた。漁協としても早急に専用漁

券についての取り組みも始めてみたいと考えている。現時点では放流したアマゴやニジマスもスレてないので良く釣れている。一度、この専用区へ遊びに来ませんか……。



★特 徴

- ・アマゴが対象
- ・内水面漁業調整規則により、周年利用（高知県の内水面漁業調整規則では、アマゴの禁漁期は10月1日から2月末までであるが、この区間については禁漁期が設定されていない。物部川の杉田ダム下流はアマゴの自然分布域よりかなり下流であるため、アマゴは自然繁殖できない。そのような水域に放流したアマゴについては、繁殖保護のための禁漁期は必要ないので、周年釣りができるという考え方）

- ・行使規則・遊漁規則により、フライとルアー釣りの専用区

- ・釣り人へのお願いにより、キャッチ・アンド・リリース

- ・遊漁料は1日2,000円（この漁協の他の釣り場と同じ）

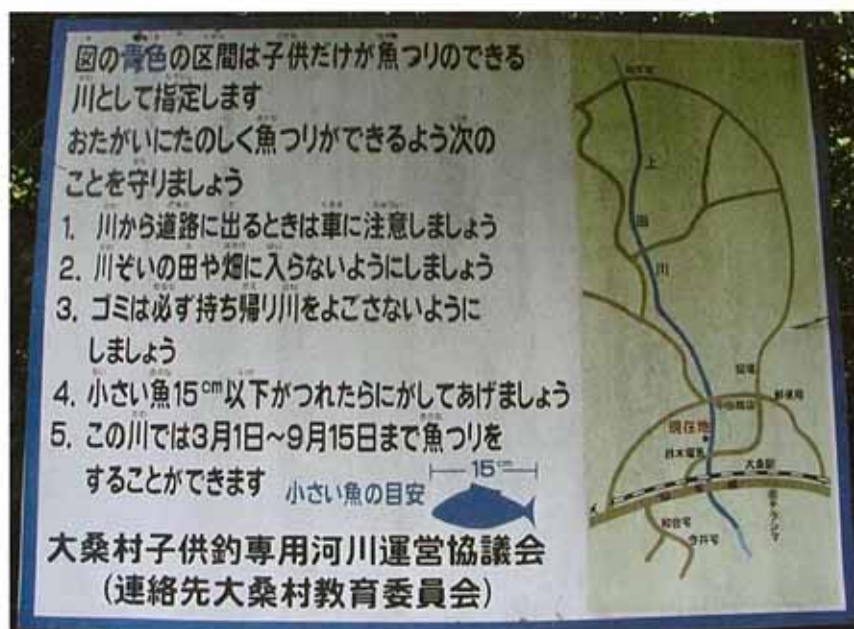
- ・冬でもアマゴ釣りができるので、釣り人に喜ばれている

（台風の影響で水源の山で土砂崩れが多数発生し、物部川は最近濁りが続いている。そのためこの釣り場は現在運営されていない）

「広報ものべ川」平成12年度号（物部川漁協発行）より

(4) 子供専用区

(長野県 木曽川漁業協同組合の上田沢、サヨリ沢、八沢川)



★特 徴

- ・子供だけ（中学生以下）が釣れる釣り場
- ・町の中や地区の中を流れるそれほど規模の大きくない、足場のしっかりした川に設定
- ・距離は700～850m
- ・「子供たちに釣りや魚にふれて欲しい」という地元の願いから設定
- ・「子供釣り専用河川運営協議会」が運営
- ・協議会のメンバーは、町村長、教育長、小中学校長、小中学校PTA会長、公民館長、区長、組長、漁協組合長・支部長など
- ・放流や川開き、釣り大会、つかみ取り大会なども実施
- ・遊漁料は無料

(5) フィッシングアカデミー（釣り教室）の開催と溪流魚付き林の保全

（岐阜県 下呂市）



★特 徴

- ・下呂市役所（旧馬瀬村役場）がフィッシングアカデミー（自然、文化、釣りの教室）を開催
- ・釣り教室のメニューは、溪流釣り編（テンカラ、フライ、ルアーの3講座）、アユ釣り編（友釣り講座、仕掛け講座など）
- ・7～8月の土日祝祭日に、アユ釣り体験教室を開催
- ・1泊しての講座もあり。講座のあと、郷土料理と温泉を満喫し、夜は講師を囲んで釣り談義



- ・アマゴやアユの増殖のために溪畔林を保全
- ・下呂市が林の所有者（林野庁の森林管理署や個人）にお願いして、川に沿った林を切らないように協定を締結

*市役所が行っている例であるが、漁協でも実施は可能である。

(6) キャッチ・アンド・リリース区間による釣り人と地元住民の交流

(岐阜県 石徹白漁業協同組合)



★特 徴

- ・イワナ、ヤマメが対象
- ・釣り人へのお願いにより、キャッチ・アンド・リリース区間
- ・キャッチ・アンド・リリースの徹底により、無放流で釣り場が維持
- ・年に1回、キャッチ・アンド・リリース区間の近くの広場（スキー場の駐車場）でイベントを開催
- ・シンポジウムや釣り教室、バーベキュー大会を実施
- ・川の清掃も実施
- ・地元の人たちも参加し、婦人会などが屋台や物産店を出店。釣り具業者も出店
- ・人口の少ない地域に、年に一度であるが多くの人が集まり、釣り人と地元の人との交流が深まる
- ・リピーターが多く、たくさんの釣り人や地元の人がこのイベントを楽しみにしている

(1) 漁協による水源の森の保全

(宮崎県 北川漁業協同組合)



水源の森

雄・笹・楠・栢・山桜……等々生い茂るこの自然林は
北川漁業協同組合が取組む豊かな川づくり水源確保事業の第一号です。

この水源の森は、自然林を守り育て次世代に手渡そうと
するもので、森林を提供した下塚生産森林組合の方々と、
北川町内の工事において環境保全、還元放流協力金を納め
られた施工業者の方々のご協力で実現されたものです。

●所在地 北川町大字川内名字若薮山961番1
●面積 実測約50haの雑木林(樹齢30年から40年)
●期間 平成13年4月10日～30年間

協力者代表 延岡地区建設業協会
会長 西小路 武
所有者 下塚生産森林組合
組合長 小野 忠幸
借受人 北川漁業協同組合
代表理事組合長 長瀬 一巳

●私達は、自然の一部であり自然によって生かされているということを忘れてはならない。

北川漁協提供

★特 徴

- ・2001年から毎年100万円の予算を計上して、森林組合や個人などから、水源の雑木林を賃借して保全
- ・100万円で50ha。期間は30～40年。その間、伐採をしない、林道(作業道)を作らない
- ・ヤマメだけでなく、アユやウナギ、オイカワ、モクズガニなどの増殖のため
- ・2007年6月現在で、10カ所、計278haを「水源の森」に指定
- ・2006年に、国土交通大臣から「水資源功績者」として表彰
- ・漁協が中心になって、地元に住民と企業を交えた「水を守る森を残そう会」を設立し、川や湖の保全を推進

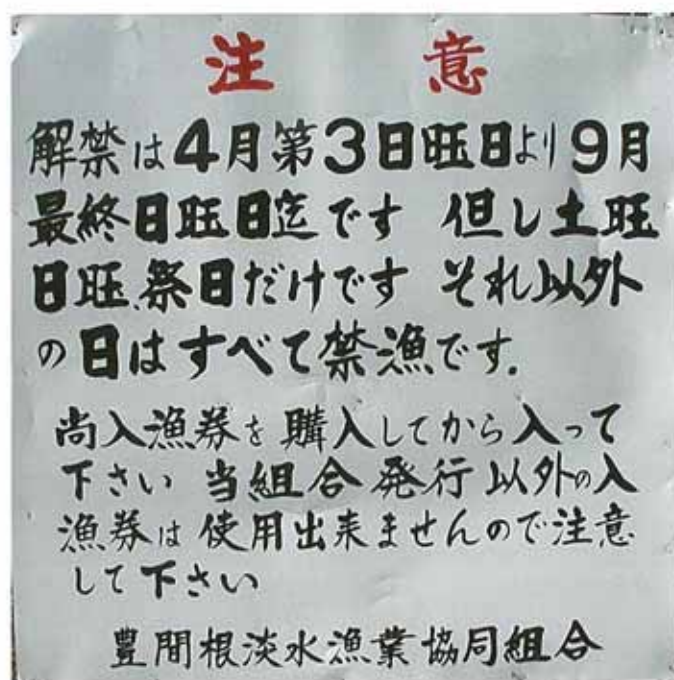
* 高知県の芸陽漁業協同組合は104haの山林を購入

* 和歌山県の富田川漁業協同組合は0.9haの山林の寄付を受け、0.9haの山林を購入

* 岐阜県の飛騨川漁業協同組合は植樹運動を実施

(2) 行使規則・遊漁規則に基づいた、土日祝日しか釣りのできない川

(岩手県 豊間根淡水漁業協同組合)



★特 徴

- ・イワナとヤマメが対象
- ・行使規則・遊漁規則により、土曜、日曜、祝日のみ釣りができ、平日は禁漁（漁協設立当初から）
- ・行使規則・遊漁規則により、餌釣りとは異なる釣りのみ
- ・遊漁料は1日500円
- ・この規則に違反した釣り人2名を、漁業権の侵害で告訴（違反者に罰金刑が科せられた）



(3) ボランティアの参加による人工産卵場の造成

(栃木県 西大芦漁業協同組合)

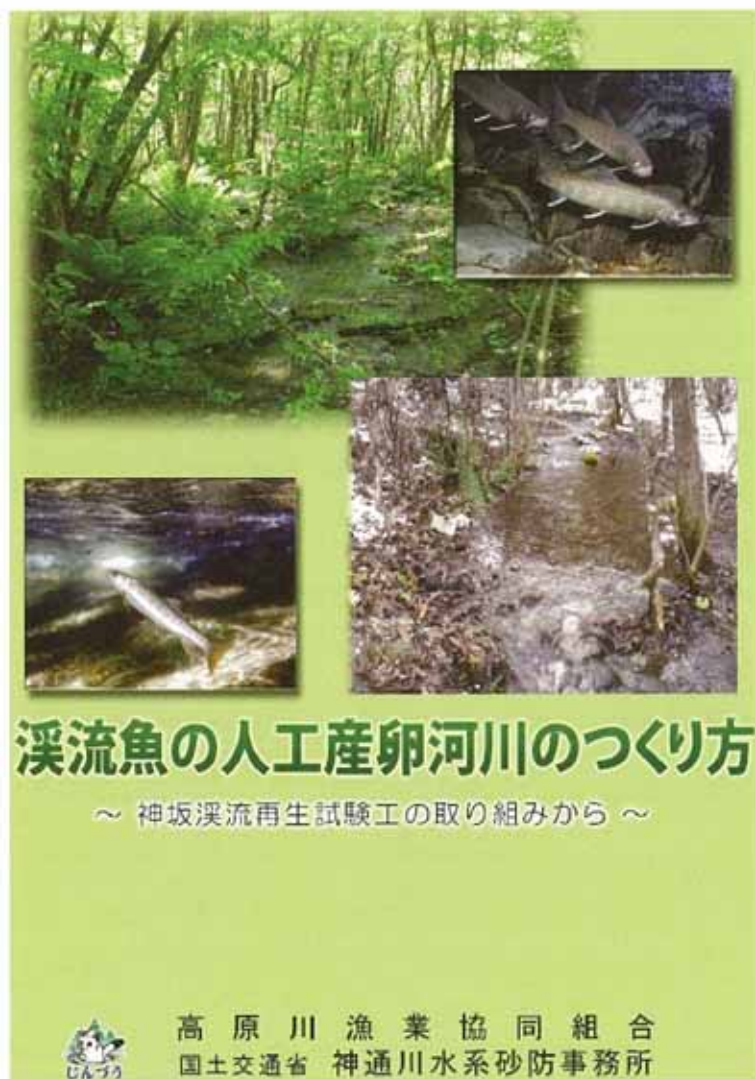


★特 徴

- ・新聞などでボランティアを募集して、人工産卵場を造成
- ・1999（平成11）年から毎年実施
- ・釣り人だけでなく、釣りをしない人も参加
- ・リピーターも多い
- ・子供連れで来る人もいる
- ・魚の増殖だけでなく、自然保護や環境教育の効果もある
- ・漁協と釣り人、一般の人の交流の場になる
- ・人工産卵場の造成は増殖義務の履行方法のひとつ

(4) 漁協と国交省による人工産卵河川の造成

(岐阜県 高原川漁業協同組合と国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所)



漁協と砂防事務所が作成したパンフレット



人工産卵河川

★特 徴

- ・人工産卵河川（人工産卵場の発展型）の造成
- ・自然の支流のような人工河川を作り、そこに人工産卵場を造成して、本流から遡上してきた魚に自然に産卵させる
- ・魚道を付けられない堰堤やダムの下流に作ると効果的
- ・高原川漁協が神通川水系砂防事務所に申し入れ、砂防事務所が施工
- ・漁協が人工河川を作るのはむずかしいが、国交省や都道府県が作った人工産卵河川に漁協が人工産卵場を造成することは可能
- ・増殖義務の履行方法のひとつになる

表1 溪流魚の増殖方法、漁場管理方法とその法規的根拠

方法	具体的な方法	法規的根拠
増殖方法	放流（発眼卵、稚魚、成魚） 人工産卵場の造成 人工産卵河川の造成	増殖義務 増殖義務の履行方法のひとつ 増殖義務の履行方法のひとつ
漁場管理方法	禁漁期の設定 禁漁区の設定 体長の制限 漁具漁法の制限・禁止 特設釣り場（濃密放流と高遊漁料）の設定 フライ、ルアー、テンガ釣り等の専用区の設定 キャッチ・アクト・リリース区の設定 尾数の制限 人数の制限 子供専用区・女性専用区の設定 禁漁期の短縮 周年利用 無放流（天然魚、野生魚の提供） 予約制・入漁区間予約制 水源の森林の保全	調整規則、行使・遊漁規則 調整規則、行使・遊漁規則 調整規則、行使・遊漁規則 調整規則、行使・遊漁規則 行使・遊漁規則により可 行使・遊漁規則により可 行使・遊漁規則により可 行使・遊漁規則により可 行使・遊漁規則により可 行使・遊漁規則により可 調整規則により可 調整規則により可 可。産卵場造成により可 （遊漁者へのお願により可） （組合の総意により可）

*増殖義務：漁業法に基づく増殖義務

*調整規則：漁業調整規則

*行使規則：漁業権行使規則

上の表のように、増殖や漁場管理にはいろいろな方法があります。

川的环境や魚の生息状況、釣り人のニーズ、組合や地元の価値観によって、これらの方法を組み合わせてゾーニングを図るのが良いでしょう。

事例の問い合わせ先

上野村漁業協同組合	〒370-1616 群馬県多野郡上野村大字榎原316-1 TEL 0274-59-3155 FAX 0274-59-3165 E-mail ufc-3155@uenomurane.jp
小菅村漁業協同組合	〒409-0211 山梨県北都留郡小菅村4698（小菅村観光協会内） TEL・FAX 0428-87-0741 E-mail kosuge@shokokai-yamanashi.or.jp
最上川第二漁業協同組合	〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地字山王23-1 TEL 0237-72-2274 FAX 0237-72-2328 E-mail info@mogami2.jp_
志賀高原漁業協同組合	〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏841 TEL 0269-33-4292
いの町本川漁業協同組合	〒781-2602 高知県吾川郡いの町戸中81-4 TEL 088-869-2777 FAX 088-869-2247
吉和川漁業協同組合	〒738-0301 広島県廿日市市吉和737-2 TEL 0829-77-2911 FAX 0829-77-2452 E-mail yoshiwagyokyoku@fch.ne.jp
物部川漁業協同組合	〒782-0016 高知県香美市土佐山田町山田1865 TEL 0887-53-3224 FAX 0887-52-0100 E-mail monobe@mb.infor-yoma.or.jp
木曾川漁業協同組合	〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島4935-1 TEL 0264-22-2580 FAX 0264-23-2830
下呂市馬瀬振興事務所	〒509-2612 岐阜県下呂市馬瀬名丸406 TEL 0576-47-2111 FAX 0576-47-2621
石徹白漁業協同組合	〒501-5231 岐阜県郡上市白鳥町石徹白36-52 TEL 0575-86-3001 E-mail itoshiro-amago@hotmail.co.jp
北川漁業協同組合	〒889-0101 宮崎県延岡市北川町川内名7262 TEL・FAX 0982-46-3922
豊間根淡水漁業協同組合	〒028-1303 岩手県下閉伊郡山田町荒川10-47-2 TEL 0193-86-2665
西大芦漁業協同組合	〒322-0101 栃木県鹿沼市草久1336-1（組合事務所） TEL 0289-74-2629 FAX 0289-74-2171（いずれも上沢宅）
高原川漁業協同組合	〒506-1161 岐阜県飛騨市神岡町船津2132-23 TEL・FAX 0578-82-2115

渓流域管理体制構築事業 放流マニュアル作成検討委員会（敬称略）

＊この委員会において、本マニュアルは作成されました。

座長 丸山 隆（東京海洋大学）
委員 桐生 透（山梨県水産技術センター）
委員 小堀 彰彦（全国養鱒振興協会）
委員 佐藤 成史（フィッシングライター）
委員 玉置 泰司（水産総合研究センター中央水産研究所）
委員 徳田 幸憲（高原川漁業協同組合）
委員 中村 智幸（水産総合研究センター中央水産研究所）
事務局 全国内水面漁業協同組合連合会

編集 中村 智幸 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所内水
面研究部
飯田 遥 全国内水面漁業協同組合連合会

